

令和 7 年 6 月 1 0 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年6月10日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第3・4委員会室

3、出席委員

1 番	松岡 浩吉	2 番	中川 浩志	3 番	後藤 賢治
4 番	富永 安弘	5 番	住吉 栄男	6 番	杉田 年徳
7 番	瀬井 悦老	8 番	津留 孝二	9 番	野尻 昭生
10 番	芹口 民雄	11 番	二子石富士夫	12 番	篠田 晶子
13 番	中川 和子	14 番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 非農地証明願の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局	それでは、令和7年度第3回高森町農業委員会総会を開会いたします。 高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会は成立となっております。 本日は、14名全員が出席されておりますので、総会が成立することを御報告いたします。 それでは、会長に御挨拶をよろしくお願いします。
会長	梅雨に入って、毎日雨が続けておりますが、田植えも、一部を残し、大体終わっているのではないかなと思っています。 この雨ですが、本格的な梅雨に入りますと、災害が発生したり、いろいろと、支障がありますので、皆様ともども気を付けていきたいと思います。 いつも梅雨の終わり頃によく大雨が降ったりして、災害が発生しますので、十分注意されて、今後の農作業に、皆さん頑張っていたきたいと思っております。 以上で、私の挨拶といたします。
事務局	会長、ありがとうございます。 それでは、議事の会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、議事の進行を会長にお願いいたします。
議長	では、「議第9号」
事務局	高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。 本委員会の決定に附する。 令和7年6月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議長	議事録署名ですけれども、今回は7番委員、それから8番委員にお願いしたいと思います。
事務局	では、「議第10号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和7年6月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議長	はい。では、第3条の審議ですけれども、番号の1番。 6番委員、御説明をお願いいたします。

6 番委員	譲渡人、譲受人、その他農地の情報は左記のとおりです。 以前より、牛舎に隣接する農地を借りていたが、今回は購入し、引き続き牧草ロール置場として使用したいということです。 補足資料は、3 から 4 ページです。 以上です。
事 務 局	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議 長	意見等はございませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。では、可決いたします。 では、番号 2 です。 8 番委員、退席をお願いいたします。 8 番委員退席。
議 長	2 番委員さん、御説明をお願いいたします。
2 番委員	番号 2、譲渡人、譲受人、その他農地の情報は左記のとおりです。 これまで耕作をしていた農地を譲り受けるということです。 補足資料は、5 ページから 11 ページでございます。 よろしく申し上げます。
事 務 局	今回のように、利害関係人の方が農業委員である場合、御退席いただきます。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。では、何か御質問ございますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。では、可決したいと思いますので、よろしくお願いします。

事 務 局 本人さんには、これでお戻りいただきます。

8 番委員着席。

議 長 では、3 番。
4 番委員、説明をお願いします。

4 番委員 番号 3 番、譲渡人、譲受人、その他農地の情報は左記のとおりです。

長年耕作してきた農地を譲り受けるという理由で申請が上がっております。

補足資料としては、12 から 15 ページになります。

よろしくお願いします。

事 務 局 事務局から補足いたします。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。これは譲受けです。何か御質問・御意見ございますか。
なければ、可決したいと思いますので、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。では、可決いたします。
続きまして、4 番。7 番委員、よろしくお願いします。

7 番委員	譲渡人、譲受人、その他農地の情報は左記のとおりです。 弟名義の農地を譲り受けるという理由で申請されております。 補足資料として、16 から 20 ページに記載されております。 以上です。
事務局	補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条 の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの 要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当 であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議長	はい。これも譲受けということでございますので、何か御質問は ございませんか。 なければ、可決したいと思います、よろしいですか。
(複数委員)	はい。
議長	はい。では、可決いたします。 では、5 番。1 番委員、よろしくお願いします。
1 番委員	貸付人、借受人、その他農地の情報は左記のとおりです。 賃貸借権を設定し、ゴボウを栽培したいという理由で申請されて おります。 補足資料は、22 から 23 ページとなっております。 以上です。
議長	6 番も、借受人が 5 番と同様ですので、続けて審議したいと思います。
1 番委員	貸付人、借受人は 5 番と同じ、その他農地の情報は左記のとおり です。 また借り受の理由も同じです。 補足資料が、24 から 26 ページになっております。
事務局	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条

の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長

借受人は、ゴボウとか、野菜をいろいろ栽培されています。

本町以外でも作付けされていて、今回、申請地域でもゴボウを作付けしたいと、認定農家の申請をされ、認定審査をしたところでございます。

ということで、何か御質問はございませんか。

事 務 局

補足で説明いたします。

会長がおっしゃったように、今、認定農家の申請をしていらっしゃいます。

今回、賃貸借権を設定するという、議案が上がっておりますが、農業委員会が可決したら認定するという条件付きの審査でした。

認定日は、本日の可決日となりますので、補足で付け加えさせていただきます。

以上です。

1 4 番委員

今までは農地管理公社を通しての賃貸借権設定が結構あったと思うのですが、その点と、賃貸借権を設定する期間は何年間とか、そういう点の記載がないのですが。

何も書いてないので、1年だけじゃないと思いますが。

事 務 局

1 4 番委員の御質問にお答えしたいと思います。

この賃貸借権の設定の方法というのが、この農業委員会総会にかけるものと、農業公社を通すものと、2種類のやり方がございます。

農地法第3条と、農業公社という、県の機関を通した賃貸借権の設定方法がございます。

法律がちょっと変わりました、農業公社を通した場合手続が4か月ほどかかります。

一方、3条申請は、今、担当委員さんに説明してもらったとおり、申請が上がって、翌月の総会にはかけられるので、スピード感としたら、この3条申請のほうが早い流れになります。

あと、耕作の年数は申請書には記載されていて、議案書には書いてないのですが、5年間借りたいということで申請は上がっております。

す。

説明は、以上です。

事務局 14番委員、よろしいですか。

14番委員 農議公社を通すときと、通さないときの基準みたいなものはありますか。

事務局 14番委員の御質問にお答えします。

基準といいますか、借りられる方の選択は自由ですので、一概に農議公社を通しなさいということは、言えません。

強制ではないですから。

推進はしているのですが、やはり手続上、公社の場合、時間がかかってしまうので、3条申請を選んでもらうか、農業公社を通したものにするのかの2種類になります。

事務局長 違いとしましては、農地法3条の申請をしていただくと、この農業委員会で審議をして可決する、否決するということになります。

農地法の第3条は、借りる方の権限が強くなりますので、借りる方からしてみたら、農地法3条で借りたほうがいいですね。

一方、貸す方については、そこら辺が弱くなってくるので、3条はそういう面があります。

それと、農地中間管理機構は、農業経営基盤法をもとにした借り方になりますので、熊本県を主体とした農地バンクに登録して行いますので、農業委員会の審議は、審議ではなくて、承認になります。

あくまで承認事項になってしまいますので、そこら辺の違いがあります。

そこを申請者の方に御説明してどちらを選ばれますか、というような形をとっております。

先ほど、係が申し上げたとおり、農地中間管理機構は、熊本県がお金の振込とか、引落とかしてくれるので、その面については安心感があると思います。

どちらのメリットも説明した上で申請者の方に選んでいただくということを、事務局としては基本としております。

以上です。

14番委員 さっき言われたとおり、管理公社を通しておくと、小作料を公社がそのまま払いますので、後でトラブルもないだろうし、もう一つ

は、町外の方でもあるし、さっき言われたとおり、認定農業者になりたいという方であれば、なおさら管理公社を通させるべきじゃないかなと、私は思ったものでお尋ねしました。

事務局 14番委員さんが言われるように、県も、また国も、全国で中間管理機構、この農地バンク制度というのを推進しておりますので、町といたしましても、さっきおっしゃられたように、中間管理のメリットというところを説明しながら、できるだけそちらを選択してもらうように、制度説明をしてまいりたいと思っています。

以上です。

議長 今後、阿蘇地域において冷涼な気候を利用した農業をしたい、平地地から来ると、やっぱり高冷地で涼しいということで、そういった会社が入ってくる可能性は十分に考えられます。

これから先は、借りるほうも中間管理機構が一番安心だし、貸し出すほうも安心して使えるのは中間管理機構を通してしていただけるのが一番安心と思います。

一方、耕作放棄地とか、作物を作らなくなったとか、耕作者がいなくなったとか、そういったいろんなトラブルとか、そういう時も県の機構を通してするのが一番いいのかなと思います。

そういうことで農業委員さんは、今後そういった貸出しとか、いろんな相談があった場合は中間管理機構、そういったことを利用しながら、推進していくことが必要じゃないかなと思います。

私も認定農家の申請があったときに立会いはしました。

この方とお話はいたしました。

その中で一生懸命ゴボウを作りたいと、ちゃんと管理はしますというような発言はいただいております。

議長 いかがでしょうか。よければ可決したいと思いますが、何か御質問は、ほかに御意見等はございませんか。

2番委員 では、ここで可決したら、この方は認定農業者になるのを前提に話合いがこれから進んでいくということですか。

事務局長 なるのが前提ではなくて、この農業委員会でこの土地の賃貸借権を結ぶことが可決されましたら、認定農業者になるということになります。

可決されなければ、逆にならないということになります。

それを条件に、認定農業者の審査のときにきちんとした賃貸借契

約を結んでくださいということを条件にしています。

俗にいう相対とか、そういう直接個人間のやりとりでは認められないということを、説明しております。

以上です。

議長 農業委員会をちゃんと通して、きちんと賃貸借権を設定していただかないと、曖昧ということなので、ゴボウを作付けしてもらっては困るということです。

14番委員 借受人は、会社組織ですよな。
なぜ認定農業者になりたいのか聞いていますか。

事務局長 何でなりたいたいのかというところなのですが、〇〇市内をメインに、あと〇〇、〇〇とかで、認定農業者も受けていらっしゃるということです。

そこでは、根物とか葉物を作っているのですが、最近の高温化によって、特に葉物、そして根物もあまり育たなくなってきた、収量が採れなくなってきた。

それで、どこか良いところがないかというところで、阿蘇地方で探していて、今回の申請地に借りられるところがあった。

そこは平坦地より温度も低いですし、やりやすいのではないかとということで、こちらで農業をしたいというところでお話がっております。

以上です。

14番委員 認定農業者になるメリットを考えて、認定農業者になるのではないかなとは思いますが、そういう話はされていませんか。

ただこちらのほうが作りやすかった、ということも分かるのですが、それだけでは、ないと思うのですが。

何か認定農業者になったほうがいいメリットを、教えてください。

事務局長 その点について、私たちからあまり説明はよくしていませんが、ほかの市町村で認定農業者になっていらっしゃるの、資金面とかそういうところが優遇される、というのは、多分理解されている、と思われますので、そこも含めて認定農業者になりたいということではないかと、そう聞き取りのとき感じました。

以上です。

議 長	よろしいですか。
(複数委員)	はい。
議 長	では、採決を取りたいと思います。 これについて承認される方は挙手をお願いしたいと思います。
	(賛成者挙手)
議 長	はい。全員賛成で可決したいと思います。 では、今後、借り受者を注視しながら、関係者と連携していきたいというふうに思っております。
事 務 局	では、「議第 1 1 号」 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和 7 年 6 月 1 0 日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議 長	はい。では、農地法第 5 条の審議ですが、関係者である 1 4 番委員、退席をおねがいします。
	1 4 番委員退席。
議 長	はい。では、農地法第 5 条の審議ですが、3 番委員、説明をお願いします。
3 番委員	農地の情報は左記のとおりです。 貸付人、借受人との間で、使用貸借権を設定して、農家住宅を建築したいという申請がありました。 補足資料は、2 8、2 9 ページです。 以上です。
事 務 局	事務局から補足いたします。 今回、個人住宅の場合は、基準としておおむね 5 0 0 ㎡までと基準が設けられておりますが、今回は農家世帯が家を建築するということで、農家住宅として申請が上がっております。 こういった農家住宅の場合は、特例基準として 1, 0 0 0 ㎡まで建設できるという基準が設けられております。 許可要件につきましては、申請書に業務計画書、位置図、見取

図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

以上のことから、総合的にみて、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。これは14番委員のお子さんに関する案件ですね。
お子さんが家を建てるということです。
では、これはよろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、可決いたします。
14番委員お入りください。

14番委員着席

議長 では、「議第12号」
事務局 非農地証明願の承認について。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和7年6月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。次は、非農地証明ですが、これも3番委員、説明をお願いいたします。

3番委員 農地の情報は左記のとおり。
申請者より農地法第2条に規定する農地でない旨の証明申請を受け、現地の調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
補足資料は、30、31、32ページに載せてあります。
以上です。

事務局 事務局から補足します。

事務局も、実際、会長と3番委員と一緒に現地を確認しました。

周りは補足資料の31ページを見ていただければ分かるのですが、周りは農地の広がりもなく、山林に囲まれております。

申請地には竹も生えており、この農地自体も傾斜がきつく、農地として再生不可能と事務局も判断しました。

議長 私と一緒に現地に行ってみましたが、まず非常に農地も狭く、もう周りも雑草というか草だらけで、周囲に農地もなく、ちょっともうここは農業をできるような農地ではないかというような感じがいたしました。

非農地として十分判断できるのではないかなという感じがいたしました。

何か御質問はございませんか。

2番委員 非農地になったら、地目は何に変わるのですか。
今は一般畑ですよね。非農地になったら畑のままですか。

事務局 2番委員の御質問にお答えしたいと思います。
現地の状況を見ていただくと分かるのですが、まず非農地なので、これの許可が出たら非農地証明というのを出します。

その、非農地証明を持って法務局に行っていただければ地目変更ができます。

この農地の状況からすると原野。

山林だったら植林し、人の手が入らないと山林とはならないので、その場合、非農地には該当しません。

その場合、違法行為をしているのでそうなります。

今回は、畑としてずっと耕作していないので、自然に竹とかが生えている場合、これは原野が妥当かなと思います。

議長 ほかに何かございませんか。

では、このことについて承認したいと思います。よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、これで審議は終わりましたので、閉会をしたいと思います。

お疲れ様でした。

